

R6年度

県外から移住した方へ 賃貸住宅の家賃等を補助します

本市への移住・定住の促進を図るため、香川県外から三豊市に移住した方の住宅の賃借に要する費用の一部を補助します。ただし、予算に達し次第、受付終了。

対象となる方 ～以下の条件をすべて満たす方～

- 香川県外で3年以上居住した後、転勤・進学以外の目的で、定住の意思をもって、**令和5年3月31日までに三豊市に転入した方**
- 移住に際し、新たに住宅を賃借した契約者
- 転入後1年以上経過しており、かつ申請時において三豊市内に居住している方**
※ただし、申請期限内(転入月の翌月から起算して24か月目まで)であること
- 世帯全員に県税並びに市税に滞納がない方
- 生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない方

対象とならない方 ～以下のいずれかにあてはまる方～

- 公営住宅や社宅等に居住している
- 3親等以内の親族が所有し、又は経営する物件に賃貸借契約をしている
- 三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金を受けたことがある
- 上記補助金の交付を受けた住宅を賃貸借する
- 三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金を受けたことがある
- 上記補助金の交付を受けてから5年以内の住宅を賃貸借する
- 申請者を含む世帯全員のいずれかが三豊市東京圏 UJI ターン移住支援事業補助金の交付を受けたことがある

1つでもチェックが入る方は対象になりません。

補助額 ①+②の合計額

① 住宅家賃補助金

○補助金額： **上限2万円/月**

「賃借料(管理費、共益費、駐車場使用料等を除く)－住宅手当等」×1/2

※1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額

○補助期間： 転入した日の属する月の翌月から**最大12か月**

② 住宅初期費用補助金

○補助対象： 礼金、不動産取引手数料(仲介手数料)、家賃支払保証料

○補助金額： **上限6万円**

「初期費用の合計額－事業主からの手当」×1/2

※1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額

○補助回数： 1回限り

申請・問い合わせ先

三豊市役所 政策部 **地域戦略課** TEL 0875-73-3011

交付申請の流れ

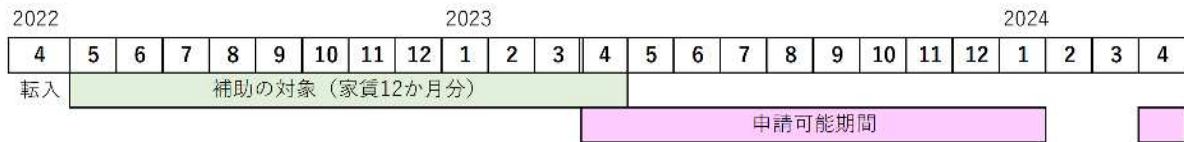
申請者がすること

- ① **三豊市へ転入**…1年以上居住し、12か月分の家賃を支払う
- ② **交付申請**…申請書を提出する
- ③ **審査・交付決定**
- ④ **交付請求**…請求書を提出する
- ⑤ **補助金の交付**

申請の受付期間 4月1日～翌1月31日(2・3月は除く)

申請期限 転入した日の属する月の翌月から起算して24か月目まで

例 2022年4月1日に転入した場合



- 補助の対象 : 2022年5月支払分～2023年4月支払分
 - 申請可能期間 : 2023年4月～2024年1月、4月(2・3月は除く)
- ※12か月目の家賃の支払いが完了してから来てください。

[あなたの場合]

転入日 _____年 ____月 ____日

補助の対象期間(転入日の翌月から12か月) _____年 ____月支払分～ _____年 ____月支払分

申請可能期間(転入日から1年後～転入日の翌月から24か月目)

_____年 ____月 ____日～ _____年 ____月(2・3月は除く)

交付申請に必要な書類

- ① 世帯全員の住民票の写し(続柄を記載)
- ② 申請者の戸籍の附票…本籍地の自治体で発行
- ③ 賃貸借契約書のコピー
- ④ 初期費用の合計額と内容が分かる書類のコピー
- ⑤ 家賃と初期費用の支払が完了したことを証する書類のコピー
…領収書、通帳のコピー等、支払日・支払先・金額が分かるもの
- ⑥ 県税に滞納がないことの証明(世帯全員)
- ⑦ 市税に滞納がないことの証明(世帯全員)
- ⑧ 住宅手当等支給証明書…お勤めの方全員。勤務先で発行してもらうもの
- ⑨ 債権者登録申出書

申請書類は、地域戦略課窓口で配布しているほか、三豊市移住・定住専用ポータルサイトからもダウンロードできます。

